

## マイナンバーカード取得手続き時における本人確認書類の取扱いの弾力化 (令和2年12月28日総行住第213号総務省自治行政局長通知)

### 措置前

- マイナンバーカードの交付を受ける際、15歳未満の者がやむを得ない理由により出頭できない場合、その法定代理人のみの出頭でマイナンバーカードを受け取ることが可能。
- この場合、交付申請者の顔写真付きの本人確認書類の提示が必要であるが、15歳未満の者は運転免許証等を所持していないことが多く、法定代理人のみで、受け取る事が出来ない。

### ニーズ

- マイナンバーカードの受取の際、交付申請者が15歳未満の者でやむを得ない理由により出頭できない場合は、法定代理人が交付申請者本人の顔写真を証明することで、カードの受取を可能にしてほしい。

### 措置

- 15歳未満の者が交付申請者である場合、法定代理人が所定の様式に交付申請者の顔写真を貼り付け、交付申請者本人と相違ないことを証明することで、顔写真付き本人確認書類として利用できるようにする。

### 効果

- 15歳未満の交付申請者のマイナンバーカード交付時の負担軽減。